

第1～3期計画の構成と次期計画改定原案たたき台構成案

策定等	第1期	第2期	第3期	次期計画改定原案たたき台
期間	H19-24	H25-28	H29-H32 (コロナウイルスの影響によりR3まで延長)	R4-R6

目的	新潟県における「食の安全・安心」を推進すること			県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者に提供できる新潟県を築く (条例第1条の目的と整合させることで、本計画が条例の目的を達成するための行動計画であることを明確化する。)
----	-------------------------	--	--	---

成果指標	新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合		新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合	
目標	50%		増加させる	
指標値	県内	(H18) 43.2% → (H24) 55.0%	→	(H28) 54.9%
	県外	(H18) 42.9% → (H24) 50.6%	→	(H28) 45.8%
			基準年度 (H29) から増加させる	県内8割以上、首都圏7割以上を確保する
			(H29) 84.1% → (R3) 87.0%	
			(H29) 77.7% → (R3) 82.6%	

重点取組	放射性物質検査 (注1)	HACCP推進 (注2)	食品衛生法改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上
------	-----------------	-----------------	-----------------------------

施策の体系	視点1 見える安全	①安全で安心な農作物等の提供の推進	同左	同左	①安全で安心できる農作物等の提供の推進	主な追加事項 (食品衛生法改正に伴う新たな取組) ←④原則全ての営業者にHACCPに沿った衛生管理を導入 これに関連し、営業許可を要しない業種(米穀類販売業など)の届出制度の導入 ←⑥県境をまたぐ広域的な食中毒発生時の国及び関係自治体との相互連携 ←⑦全国統一の食品の自主回収報告制度による回収情報の公開 ←⑩食品衛生協会の食品衛生指導員を対象とした「HACCPに沿った衛生管理」の普及を担う人材の育成
		②安全で安心な畜産物の提供の推進	同左	同左	②安全で安心できる畜産物の提供の推進	
		③安全で安心な水産物の提供の推進	同左	同左	③安全で安心できる水産物の提供の推進	
		④安全で安心な加工食品の提供の推進	同左	同左	④安全で安心できる加工食品の提供の推進	
		⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底	同左	同左	(統合：①、②、③、④、⑤へ)	
		⑥遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止	(統合：審議会の取組に組み入れ)		(統合：①、⑦へ)	
		⑦一貫した監視等の実施	⑥【新】食品等の放射性物質検査の実施 (統合：施策①～⑤へ)			
		⑧食品等の適正な表示の徹底	同左(改番⑧→⑦)	同左	同左(⑤食品等の適正な表示の徹底)	
		⑨危機管理体制の整備	同左(改番⑨→⑧)	同左	同左(⑥危機管理体制の整備)	
		⑩研究開発の推進	(統合：施策①、⑤、⑧へ)			
	視点2 知る安心	⑪県からの情報発信の強化	同左(改番⑪→⑨)	同左	⑦県及び食品関連事業者からの情報発信の推進 (統合：⑦へ)	
		⑫食品関連事業者から消費者への情報提供の推進	同左(改番⑫→⑩)	同左		
		⑬消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進	同左(改番⑬→⑪)	同左	同左(⑧消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進)	
		⑭自主基準の設定及び公開の推進	(統合：施策⑩へ)			
		⑮食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	同左(改番⑮→⑫)	同左	同左(⑨食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進)	
		⑯食の安全・安心に対する理解の推進	(統合：施策⑪へ)			
		⑰食に起因する危害情報の申出制度の普及	(統合：施策⑧へ)			
		⑱国や他の自治体との協力体制の整備	(統合：推進体制(3)へ)			
		⑲食の安全・安心に係る人材の育成	同左(改番⑲→⑬)	同左	同左(⑩食の安全・安心に係る人材の育成)	
		⑳環境保全に配慮した事業活動の推進	(統合：施策①へ)		(※ 施策を10項目に統合)	

(注1) 県民アンケートにおいて、食生活の中で不安を感じる項目として「放射性物質」を挙げた人の割合の推移
(H24) 63.7% → (R3) 17.0%

(注2) 県内の食品製造業(従業員5人以上)のHACCPに沿った衛生管理導入率の推移
(H29) 17.0% → (R2) 61.2%